

広島県告示第九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十六年二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団つばき会 木村歯科クリニック	呉市中央二丁目五番一五号	平成二五年二月一日
むらかみ歯科	呉市広白石二丁目一三番六号	平成二五年二月九日
おかだ歯科	竹原市中央四丁目五番一七号	平成二五年二月一日
いしねファミリークニ ック	三原市本郷南五丁目一九番一五号	平成二五年二月一日
スマイル歯科クリニック	三次市東酒屋町五一三番地三	平成二五年二月一日
アカシア薬局 東城店	庄原市東城町川東一四七番地三	平成二五年二月一日
おおえ内科クリニック	大竹市晴海一丁目四番一三号	平成二五年二月二日
あおぞら薬局 大竹晴海 店	大竹市晴海一丁目四番一三号	平成二五年二月二日
竹仁診療所	東広島市福富町下竹仁五〇四番地五	平成二五年一〇月二六日